

令和7年度
市町村支援技術者養成事業
実施報告書

株式会社タスクールPlus

目次

I. 事業の概要	1
1. 事業の目的	2
2. 事業の内容	2
II. 事業の実施	3
1. 実施体制	4
2. スケジュール	4
3. 会場手配の状況	4
4. 研修の運営	5
5. 事前学習教材の作成状況	5
6. 冊子配布資料印刷・納品状況	5
7. 外部講師との連絡調整・謝金等支払状況	6
8. 受講者数	8
9. 研修概要・アンケート集計結果	11
10. 林野庁担当者との打合せ記録	21
(別紙資料) 各会場写真、案内図等	22
(1) 北海道会場	23
(2) 宮城県会場	24
(3) 広島県会場	25
(4) 京都府会場	26
(5) 東京都会場	27
(6) 香川県会場	28
(7) 愛知県会場	29
(8) 福岡県会場	30
納品データ一覧表	31

I. 事業の概要

1. 事業の目的

本事業は、森林経営管理制度の円滑な運用に向け、市町村に対し適切な指導・助言等の支援を行う都道府県職員等の技術者（森林経営管理リーダー）を養成・確保するための研修を行うものとし、林野庁が企画した事項に基づき、事務局として研修の運営を実施するものである。

2. 事業の内容

研修目的	市町村が森林経営管理制度を円滑に運用できるよう、適切な指導・助言等を行う都道府県職員等の技術者を養成することを目的として、森林経営管理制度の事務実施手法の習得を図るとともに、所有者探索の机上演習、森林経営管理制度の取組事例の紹介、地域課題解決に向けたグループワーク等により実践的人材を育成する。
研修対象者	都道府県職員、市町村職員、森林経営管理制度に係る市町村支援事業に取り組む団体職員、林野庁森林管理局署職員及び所有者不明対策の支援者になり得る専門家等を対象とする。
研修実施期間	令和7年10月から令和8年1月、各2泊3日
研修会場	全国8会場で実施
研修回数	各会場1回、計8回
研修人数	1会場当たり40名程度

Ⅱ. 事業の実施

1. 実施体制

本事業の実施に当たっては、3人体制で対応した。各担当者それぞれの役割分担は以下のとおりである。

実施責任者	山城朱理	総括、講師等との連絡調整 会場予約
実施担当者	松垣圭典	会場予約・資料作成
実施担当者	玉谷充代	資料印刷
各会場の運営実施責任者	各会場に2～3名の人員を配置	

2. スケジュール

林野庁担当官と調整の上、主に以下のスケジュールで事業を実施した。

6月	時期の調整、研修会場の確保
7月	事前学習教材動画撮影・編集・確認、冊子資料の印刷
8月	事前学習教材の動画確認、外部講師の調整（順次）、事前課題作成、受講生募集案内、受講生申込
9月	受講案内の作成、事前課題の送付・回収・連絡調整、アンケート作成、外部講師との連絡調整
10月	北海道会場
11月	宮城県会場、広島県会場
12月	京都府会場、東京都会場
1月	香川県会場、愛知県会場、福岡県会場
2月	とりまとめ
3月	実施報告

3. 会場手配状況

会場については、以下のとおり8会場を確保した。交通及び宿泊の便に鑑み、県庁所在地等の主要駅近郊において会場を確保することを原則とした。各会場の写真及び案内図等は（別紙資料1）のとおりである。

会場	予約日	期間	施設名	所在地
北海道	6/25	10/21～10/23	北海道自治労会館	札幌市北区北6条西7丁目
宮城県	6/25	11/10～11/12	フォレスト仙台	仙台市青葉区柏木

				1丁目2-45
広島県	7/1	11/25～11/27	広島県情報プラザ	広島市中区千田町 3丁目7-47
京都府	7/1	12/2～12/4	京都テルサ	京都市南区東九条下殿田町 70
東京都	7/8	12/16～12/18	国立オリンピック記念 青少年総合センター	渋谷区代々木神園町3-1
香川県	7/1	1/13～1/15	サンポート高松	高松市サンポート2-1
愛知県	7/8	1/20～1/22	吹上ホール	名古屋市千種区吹上 2丁目6-3
福岡県	7/1	1/27～1/29	福岡県教育会館	岡市東区馬出 4丁目12-22

4. 研修の運営

研修生の募集、事前準備、研修当日の運営、連絡事項等については、以下の通りに実施した。

- ・受講案内や受講者名簿などの関連文書の作成を行った。
- ・受講案内や事前課題などの資料の関係者への送付を行った。
- ・研修生からの事前課題の回収及び提出の催促を行った。
- ・研修に必要な機材（机、椅子、名札ホルダー、ノートパソコン、USBメモリ、プロジェクター、マイク、スピーカー、その他文房具等）を用意した。
- ・会場の設営及び撤去を行った。
- ・受講生及び講師等の関係者に配布する研修資料の印刷を行った。
- ・印刷した研修資料を受講生及び講師等の関係者に配布を行った。
- ・研修会場では、2～3名のスタッフにて対応した。
- ・研修の司会進行を務めた。
- ・アンケートを配布し、回収した。

5. 事前学習教材の作成状況

林野庁担当者より提供された動画2本を、事前学習教材として当社YouTubeアカウントに限定公開した。

6. 冊子配布資料の印刷・納品状況

冊子配布資料については、①森林経営管理制度に係る取り組み事例集 VOL. 5、②所有者不明等特例措置活用のためのガイドライン、③令和5年度森林環境譲与税の取組事例集の3

種類を各1,500部（合計4,500部）印刷の上、事前に研修施設に送付した。各研修施設で配布した後の残部については、林野庁森林利用課に納品した。配布・納品状況については以下のとおりである。

項目	発送日	印刷数	配布・納品	残部
当初印刷	10/1	4,500		4,500
北海道会場配布	10/17		81	4,419
宮城県会場配布	11/5		63	4,356
広島県会場配布	11/18		90	4,266
京都府会場	11/29		96	4,170
東京都会場	12/12		111	4,059
香川県会場	1/8		87	3,972
愛知県会場	1/20		93	3,879
福岡県会場	1/24		81	3,798
林野庁に残部納品	2/24		3,798	0

7. 外部講師との連絡調整・謝金等支払い状況

(1) 北海道会場

【開催期間】 令和7年10月21日（火）～令和7年10月23日（木）

【開催場所】 北海道自治労会館

【外部講師及び司法書士との連絡調整】

- ・外部講師の札幌市と10/7から連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いは不要との意向を確認した。
- ・外部講師の株式会社四門と10/16から連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを11/25に行った。

(2) 宮城県会場

【開催期間】 令和7年11月10日（月）～令和7年11月12日（水）

【開催場所】 フォレスト仙台

【外部講師との連絡調整】

- ・外部講師の鹿角市と11/6から連絡調整を行い、交通費の支払いを12/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と11/13から連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを12/25に行った。

(3) 広島県会場

【開催期間】 令和7年11月25日（火）～令和7年11月27日（木）

【開催会場】 広島県情報プラザ

【外部講師との連絡調整】

- ・外部講師の邑南町の2名と11/20に連絡調整を行い、交通費の支払いを12/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と11/20に連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを12/25に行った。

(4) 京都府会場

【開催期間】 令和7年12月2日（火）～令和7年12月4日（木）

【開催会場】 京都テルサ

【外部講師との連絡調整】

- ・外部講師の綾部市と12/1に連絡調整を行い、交通費の支払いを1/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と11/25に連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを1/25に行った。

(5) 東京都会場

【開催期間】 令和7年12月16日（火）～令和7年12月18日（木）

【開催場所】 国立オリンピック記念青少年記念センター

【外部講師との連絡調整】

- ・外部講師の中之条町と12/12に連絡調整を行い、交通費の支払いを1/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と12/9に連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを1/25に行った。

(6) 香川県会場

【開催期間】 令和8年1月13日（火）～令和8年1月15日（木）

【開催会場】 サンメッセ香川

【外部講師との連絡調整】

- ・外部講師の那賀町と1/7に連絡調整を行い、謝金の支払いを2/25に行った。
- ・外部講師の公益社団法人徳島森林づくり推進機構と1/7に連絡調整を行い、謝金の支払いを2/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と1/16に連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを2/25に行った。

(7) 愛知県会場

【開催期間】 令和8年1月20日（火）～令和8年1月22日（木）

【開催会場】 吹上ホール

【外部講師との連絡調整】

- ・外部講師の岡崎市と1/15に連絡調整を行い、交通費の支払いを2/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と1/22に連絡調整を行い、交通費の支払いを2/25に行った。

(8) 福岡県会場

【開催期間】 令和8年1月27日（火）～令和8年1月29日（木）

【開催会場】 福岡県教育会館

【外部講師との連絡】

- ・外部講師の波佐見町と1/22に連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを2/25に行った。
- ・外部講師の株式会社四門と1/29に連絡調整を行い、謝金及び交通費の支払いを2/25に行った。

8. 受講者数

<会場別>

(単位：人)

会場	受講者数	男性	女性
北海道会場	14	10	4
宮城県会場	13	10	3
広島県会場	18	15	3
京都府会場	22	15	7
東京都会場	26	20	6
香川県会場	17	15	2
愛知県会場	19	17	2
福岡県会場	15	13	2
合計	144	115	29

<所属別>

(単位：人)

所属地域		所属種別				
		都道府県	市町村	森林管理局	市町村支援組織	司法書士
1	北海道	7	1	2	1	2
2	青森県	1	1			
3	岩手県			1		
4	宮城県	1			2	
5	秋田県	1	1	1	1	
6	山形県					
7	福島県	1	1			
8	茨城県					
9	栃木県					2
10	群馬県	1	1	1	1	
11	埼玉県		1			1
12	千葉県					1
13	東京都		1		1	5
14	神奈川県					1
15	新潟県	2				
16	富山県					
17	石川県				1	
18	福井県	1	1		1	
19	山梨県					
20	長野県	3	2		2	
21	岐阜県		3		1	
22	静岡県	1	3		1	1
23	愛知県	1	3		4	1
24	三重県					1
25	滋賀県	2	2			1
26	京都府	4	1	1	1	1

27	大阪府					
28	兵庫県					3
29	奈良県					
30	和歌山県					
31	鳥取県	1	2			
32	島根県					
33	岡山県	1			1	
34	広島県	3	4	1	3	
35	山口県					
36	徳島県		1		1	1
37	香川県	1				1
38	愛媛県		3		11	1
39	高知県	2		1		1
40	福岡県		1		2	1
41	佐賀県					
42	長崎県		1		1	
43	熊本県			1		
44	大分県				1	
45	宮崎県	1			1	1
46	鹿児島県			1		
47	沖縄県					1

9. 研修概要・アンケート集計結果（林野庁担当官より指定された北海道会場のみを記載）

【開催日時】 令和7年10月21日（火）～令和7年10月23日（木）

【開催場所】 北海道自治労会館 第1会議室（北海道札幌市北区北6条西7丁目5-3）

Ⅰ. 講義内容及び日程 @北海道会場

10/21（火）	—	—	受付開始 13:00	全体説明、林野庁講義 13:30～15:00 ・制度の概要、取組状況 ・制度の進め方、取組事例 ・譲与税の活用状況	受講生同士の意見交換① 15:10～17:40 ・グループ内で取組状況を共有 ・事例や課題の整理 ・グループ発表	
10/22（水）	林野庁講義 9:00～9:50 ・所有者不明森林の概要 ・所有者探索の基本	ワークショップ (株式会社四門) 10:00～12:10 ・導入講義 ・探索ワークショップ	休憩 12:10～13:10 森林保険のご紹介 13:10～13:20	林野庁講義 13:20～13:50 ・特例措置について ・国の施策の動向	市町村等講師講義 14:00～15:20 ・札幌市の森林経営管理制度の取組紹介 ・質疑応答	林野庁講義 15:40～17:40 ・法改正事項の説明 ・質疑応答
10/23（木）	受講生同士の意見交換② 9:00～11:30 ・課題への対応の検討 ・法改正事項の活用、課題 ・グループ発表 ・林野庁講義・総括	アンケート記入 11:40～12:00	—	—	—	

講師紹介

株式会社四門 取締役執行役員 DX技術推進室長 植竹 奨（うえたけ すずむ）氏
札幌市建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 森林計画担当係長 石堂 光（いしどう ひかる）氏
林野庁森林利用課 森林集積推進室 室長 城 風人（しろ かざと）
同 企画係長 池田 正（いけだ なお）
同 企画係 権藤 真稀（ごんどう まさき）

※林野庁講師は予定のため、変更する場合があります。

【研修概要について】

1日目 林野庁講義

<質疑応答>

Q：市町村が一時的に預かった森林は、存続期間を5年、10年で設定し、その後、期間がきたら元の所有者に返還することが想定されているのか。

A：森林経営管理制度において、経営管理権は5年や10年といった期間に限定されず、100年でも200年でも長く森林を預かることが可能。ただし、所有者不明森林等の特例措置を活用した場合は、上限50年となっている。

Q：相続登記の申請が不動産登記法で義務化されている状況で、その後の支援（返還後の森林の経営管理・相続時の登記などの関する支援）を林野庁として何らかの形で考えているのか。

A：経営が成り立たない森林については、経営管理権の存続期間中に間伐などの整備により針広混交林を目指し、存続期間後は経営コストのかからない山として管理する。経営が成り立つ森林については、経営管理実施権の設定を行い、林業事業者による間伐、主伐・再造林）により経営管理を行った後、存続期間後は必要に応じ再度の経営管理権の設定や、民・民の契約により、引き続き森林の管理を行っていただくことを考えている。

Q：所有者が「山を維持する意味もない」といった状況になった場合、自治体として今後どのように対応して行くべきか。

A：改正法により、所有権移転も扱える仕組みを措置している。所有権ごといらぬという所有者からの声もあるため、適切に管理できる者に所有権を移すことも解決策の一つとして提案する。

Q：森林経営管理制度をただ行うだけではなく、その先の状況まで見据えて、林野庁としてどのような考えを持っているのか。また、今後、森林の所有権や価値の課題にどう向き合っていくべきか。

A：市町村だけで考えられない場合は、新しい仕組みとして、集約化候補地の協議を行えるよう、改正法で措置しており、協議では、これからは誰が将来的に管理していくかといったことまで地域で話し合えるようにしている。経営管理権の設定だけではなく、あっせんや所有権の移転、林業以外での森林活用（J-クレジット、企業との連携）も考えながら対応していくことが有効と考える。

2日目 林野庁講義

<質疑応答>

Q：法定相続人の相続順位について、手段として戸籍謄本などで家督相続を知ることができるのか。

A：相続されているのがいつの時点かというのは、その登記簿を見てもらえばわかる。

Q：戸主が死んだ場合は、遺産相続になるのか。戸主が死亡していない場合は、家督相続になるのか。

A：戸主以外が死亡している場合は遺産相続となり、戸主が死亡した場合は家督相続になる。

Q：P17のフローの話 順繰りで公的書類を請求することとなっているが、1個目の住民票の除票によって本籍地が判明しているため、本籍地がわかれば戸籍と附票を先にもらった方がよいのではないか。

A：状況に応じて住民票と戸籍を同時に請求することも有効。

Q：意向調査について、林地台帳を更新し、情報を固めてから意向調査を行う方法と、登記簿を集めて、その住所に意向調査票を送り、宛先不明などで所有者が不明な森林はひとまず触れずに、できるところから対処していく方法と、大きく分けて2つあると思う。時間がかかり、専門家からしたら粗い方法だと思われるが、後者の登記簿を集めて行う方がよいのかと思っている。実際にどちらのやり方がよいのか。

A：特定のエリアを先に決めた後に意向調査を行う場合は、先に林地台帳や登記簿情報を確認・整備してから行う方法がよいと思う。もしくは、意向調査を行ってから、結果に基づいてどの場所を集約化するか選んでいく方法もある。一方で、まず現行の林地台帳や登記簿の情報で意向調査を実施し、宛先不明などでわからなかった箇所は後から探索して行く方法が考えられる。どういった方法により行うかは、最終的には、市町村の方針や各地域の森林の状況によって決められる。

2日目 外部講師講義「探索ワークショップ」(株式会社四門)

<概要>

- ・所有者不明森林問題に対応するために、仮想の登記簿や戸籍謄本などを用いた所有者探索の演習を実施。
- ・法改正を踏まえ、持分についても説明。

<質疑応答>なし

2日目 林野庁講義

<質疑応答>なし

2日目 外部講師講義「効率的・効果的に進めるための工夫」(札幌市)

<概要>

- ・札幌市が森林経営管理制度の運用当初に直面した「意向調査をただけで集積計画の作成に進めない」という課題に対し、令和4年度以降に導入した独自の運用方針と具体的な工夫(以下、①～④)について説明を行った。

①方針の明確化

公益的機能の発揮を目指す、針広混交林化のための整備を明確化し、「札幌市森林経営管理制度運用指針」を策定。

②省力化

対象森林を絞るため、「目的を達成している森林」を整備対象外とした。特に、天然力で早期に針広混交林化する可能性の高い「経過観察林」を、札幌市独自に経営管理制度の対象外としたことで、事務負担の大きい意向調査の対象を減らした。令和7年度は意向調査前の現地調査の段階で17箇所中13箇所が「経過観察林」として判断された。

③事業者支援

事業者の負担軽減のため、札幌市独自の補助事業を実施。また、配分計画の事業者選定時、提案書資料の作成負担軽減を図っている。

④啓発との連携

利益のない所有者に対し、自分の山で森林整備を行うことで社会貢献ができるといった動機づけを行い、市町村森林経営管理事業で間伐した材を啓発事業で使用するなどにより、普及啓発も強化している。間伐材を市の普及啓発事業に活用する方針を指針に明記し、具体例として間伐材を使った図工用木工キット企画を試行している。

<質疑応答>なし

2日目 林野庁講義

6. 林野庁講義(2日目:15時40分~17時40分)

<質疑応答>

Q:「資料3-1」のP37、集約化構想の縦覧について、縦覧した上で利害関係人は意見書を出すことができるとなっている。仮に意見書が出てきて集約化構想の案を修正した方が良かった場合、その修正したものをもう一度公告して意見募集をした方が良いのか、それともその修正したもので完成版として公告してよいのか。

A：内容にもよるが、重大な変更になるのであれば、改めて協議の参加者にも意見を聞いて案を作り直す必要はあると考えられるが、大きく要素が変わらなければ、意見を踏まえた上で公告することも可能。

Q：一般的な土地の所有者不明であれば、相続人や行方不明者の対策として財産管理人を選任し、裁判所が関与して対処することが多いかと思う。森林の場合は、森林経営管理法など、裁判所を介さずに簡素に使える仕組みがあるようだが、一般的な土地の所有者不明時の措置（財産管理人の選任など）が森林ではほとんど見られないのはなぜか。

A：土地の価値がその他に比べ低いことが主な理由だと考えられる。

財産管理人を選任するには、費用が必要になるが、森林はそこまで価値が高くないため、費用をかけて管理人を雇うメリットがなく、放置されているのが実情。また、森林の場合、裁判所が関与しなくても、所有権は移転しないものの、管理や施業をできる仕組みとして、森林経営管理法の不明者特例が設けられている。なお、改正法のうち、一括計画により所有権移転を行う場合においては、「所有者不明森林等の特例措置」や「共有者の一部（2分の1超）の同意」は使えないようになっている。所有権移転は、全員の同意が必要であり、共有者の中に1人でも不明者がいる場合は所有権移転は行えない。ただし、不明者のために財産管理人を立てて、その管理人に所有権移転の一括計画に同意してもらうという方法はあり得る。

Q：和歌山県浦上町では、意欲や能力が不十分な事業者に対しても、派遣や計画の固定化を通じてスキルアップを図り、地域内の事業者を育成する方針をとっている。これに関し、新しい法律に基づく集約化構想で浦上町のような地域の事業に合わせた柔軟な組み合わせ方も考えられるのか。

A：集約化構想を活用するかどうかは、市町村によって選択できる。集約化構想を作成するメリットとして、例えば経営管理権の設定でなくあっせんであっても、受け手となる事業者を指定することができることも1つと考えている。協議の結果、「この森林は〇〇事業体にあっせんし、森林整備を行う」等でまとめれば、その内容を集約化構想に定めることにより、既存のあっせん制度で問題になりがちな公平性の問題を回避することができる。一方、特定の事業者に絞るのではなく、平等に情報を提供し、興味がある事業者がアプローチするという方法をとるのであれば、集約化構想をあえて定める必要はない。集約化構想を作ることで、受け手候補として広く事業者を募集した上で1つに定めるやり方や、あえて受け手を一つに定めないというやり方など、市町村の裁量で選択することが可能。

Q：「資料3-1」のP9に集約化構想の作成の流れがある。意向調査を実施して、協議が実施されるような流れだが、これと逆の場合は想定されるか。

A：想定される。ただ、集約化の森林や受け手を決めるときに、その所有者の意向が分かっていることが重要と考える。基本的には意向調査の結果により、どの森林の所有者が預けたいと言っているかも踏まえて受け手を決めることが基本だと考えているが、順番が変わっても差し支えない。そもそもどこを地域に選ぶのか決める時点で、みんなで話し合えないと決められない場合もあると考えている。

Q：リモセンなどを利用して境界明確化の作業を軽減・推進する話がでていますが、筆界特定制度に向けた準備作業という意味合いもあるのか。例えば、リモセンなどで外周だけを測定し、中の境界は不明確なままの場合、その情報をもって申請できるのか。過去にそのような事例はあったのか。

A：筆界特定制度には、所有者による申請と市町村による申請の2種類があり、要件が異なる。所有者による申請の場合の要件は、所有者本人からの申請であれば、地籍調査が終わっているかどうかに関わらず、法務局が調査をする。ただし、高精度な測量を行うため、所有者には費用がかかる。市町村による代理申請（法改正による特例）は、従来、市町村が自力で地籍調査を実施し、それでも境界がわからない箇所限定されていた。しかし、今回の改正により、地籍調査が終わってなくても代理申請ができるという特例を設けた。ただし、何も測量していない状態ではこの申請はできない。必要な要件として、リモセンや簡単なものでもよいので、測量したものの、それでも境界がわからなかった場合に代理申請が可能。この制度は、費用もかかるため広範囲の境界を対象とするのではなく、ここだけは境界を確定させる必要がある、片方の所有者が不明で境界を確定できないといったピンポイントの利用を想定している。

Q：今回の法改正や今後の取組について、司法書士やその他の士業が業界として、やってほしいこと、注意してほしいことといった要望や提言があれば教えてほしい。

A：市町村による森林管理を円滑に進めるため、士業（司法書士など）の方々に参画してほしい。森林の課題解決は市町村だけでは進まないのが実態であり、市町村からの依頼を受けることなどを通じ、専門分野で参画・協力いただきたい。そのため経営管理支援法人制度も作ったところ。所有者探索・境界の明確化・相続人の探索など、森林経営管理制度は、権利関係をきれいにしないと先に進めないため、士業の専門知識が不可欠と考えている。また、市町村が任意で様々な専門家を招くことができる協議会等の場に士業の立場から参加していただき、助言いただくことも期待している。

【研修期間中の状況】

<1日目>



<2日目>



<3日目>



【アンケート集計結果】

(1) 事前学習教材：森林・林業を取り巻く状況【動画】

良かった点	改善の余地があると思った点
<ul style="list-style-type: none"> ・事前に学習ができて良かった。 ・すごくわかりやすく導入に最適だった。 ・森林経営管理制度について詳しくない人にもわかりやすかった。市町村にも共有したい。 ・理解しやすかった ・状況がわかりやすくまとめてあった。 ・事前の意識付けとして良かった。 ・事前に経営管理制度など動画により復習でき良かった。 ・時間、内容、共に良い。 ・内容が分かりやすかった。 ・分かりやすくまとめられていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もう少し長く詳細でもよかった。

(2) 事前学習教材：市町村森林行政とフォレスター【動画】

良かった点	改善の余地があると思った点
<ul style="list-style-type: none"> ・事前に学習ができて良かった。 ・知っていることでもあったがわかりやすかった。 ・市町の林務担当体制の課題が明確に示されていたので、市町村の人事担当者等に問題提起する機会があれば良いと思った。 ・ドイツでは10歳までにある程度就職先が絞られることに驚いた。しかも、その子の特性に合わせて教師が振り分けるようだったので、理にかなってはいるが、自分の意見はあまりとおらなそうで、日本は恵まれていると感じた。 ・理解しやすかった。 ・ドイツの事例が興味深かった。 ・フォレスターに係ることだけでなく、現在の市町村のおかれている現状も知ることができ、市町村の立場から道がどういった支援が必要か考えるきっかけとなった。 ・いろいろ他国の取組、システム等がしれたので、とても楽しかった。 ・林政に対する、国・道のとらえ方、市担当の考え方について、考えさせられた。 ・市町村職員は、自治体全体の森づくりのビジョンを持つ必要がある。 ・フォレスターとして、林業だけでなく、自治体全体・地域づくりの一幹として行務を行っているものである。という視点がよかった。 ・数字で示されていて分かりやすかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もう少し長く詳細でもよかった。

(3) 1日目13:30～15:00：森林経営管理制度の概要、譲与税の活用状況【講義】

良かった点	改善の余地があると思った点
<ul style="list-style-type: none"> ・改めて制度を学ぶことができて良かった。 ・説明資料がわかりやすく、内容もついていけるものだった ・動画のおさらいのようなかんじだったので、より理解が深まった。 ・詳しい説明だった。 ・意向調査票の3点についての説明～この3点がないとただのアンケートになる～の内容が良かった。 ・多くの情報をテンポ良く解説していただき感謝。 ・全体的に内容が充実していた。 ・森林経営管理制度や森林環境譲与税について事例を交え改めて制度の進め方などについて確認することができた。 ・森林経営管理制度の北海道での運用状況を知ることができた。 ・分かりやすかった。 ・資料が見やすく、後で確認する際もわかりやすいと感じた。 ・制度の大枠、必要性について理解できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多少はあったが北海道の地域情報をもっとあってもよかったと思う。 ・譲与税の話をもっと伺いたかった。 ・事例のページをもう少し詳しく聞きたかった。 ・森林の素人としては、造林の意義や歴史について概要がわかると理解しやすいと考える。

(4) 2日目9:00～9:50、13:20～13:50：所有者不明森林の特例措置【講義】

良かった点	改善の余地があると思った点
<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理制度が所有者不明森林に活用できることがわかって良かった。 ・説明がわかりやすかった。 ・新たな制度について理解が深まったので、是非市町村に共有していきたい。 ・詳しい説明だった。 ・特定処置により森林設備が進むと感じた。説明も丁寧であった。 ・死亡日によって法廷相続の割合が違うことを初めて知った。 ・不明森林所有者の探索のポイントなど具体的な方法や特例処置の活用などを知ることができた。 ・特例措置の概要がつかめた。 ・自治体がどのような視点で所有者の特定を行っているか、利活用までのハードルについて理解できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・声が小さく少し聞きにくかった。 ・専門業者（弁護士・司法書士）がどう調査を行うか、どのようなケースで利用しているか、法務局等の委託事例を参考に紹介してもよいのでは。

(5) 2日目10:00～12:10：相続関係説明図作成演習【講義】

良かった点	改善の余地があると思った点
<ul style="list-style-type: none"> ・持ち分の確認が難しいことがわかって良かった。 ・実際に資料を見て考えてみることで、業務に大変さや間違いやすさを実感できた。 ・所有者の探索法方法について、実際に行えたのが良かった。 ・演習がわかりやすかった。 ・市町村等の苦勞がよくわかった。戸籍の重要性も認識でき、楽しく学ばせていただいた。 ・実際にやってみると良い経験になった。 ・森林所有者の探索に関して、具体的に相続関係の手続きをしたことがなかったので演習やワークを通じて体験できて良かった。想像以上に大変であることを実感した。 ・所有者を探すことがとても大変なことがわかり、おそろしかった。 ・相続探索の実務を知ることができた。 ・市町村の方々の大変さが身にしみてわかった。 ・何を伝えたいか明確でとても良かった。 ・実習することでその業務の大変さがよく分かった。進め方もよく、講義をする際の参考にもなった。 ・森林経営管理制度の使われ方や課題、新制度について理解できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もう少し時間があってもいいと思ったが、主題ではないのでこの分量になると思う。 ・関係資料を一度に配るのではなく、〇〇町の〇〇をくださいと、どこの何が必要か考えさせて前に取りに行く形式だと時間はかかるがさらに良い演習になったかもしれない。

(6) 2日目15:40～17:40：森林経営管理法等の一部改正【講義】

良かった点	改善の余地があると思った点
<ul style="list-style-type: none"> ・改正内容が良くわかって良かった。 ・改正点や今後の見込みも含めて話があり刺激的だった。 ・説明も資料もわかりやすかった。 ・今後も資料を参考にしながら森林整備を進めていく際に、選択肢の1つとしていきたい。 ・詳しい説明だった。 ・説明が判りやすくありがたい。 ・ひとつお理解していたつもりではいたが理解が深まった。 ・森林経営管理法や関連する制度等について多くの特例があることを再確認した。 ・法改正内容、運用の自由度を知ることができた。 ・分かりやすかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ施行前なので事例はないが、もう少し実際の活用場面をイメージできるような資料があると良いと思う。 ・協議会をどのように運用するかの具体例が知りたい。 ・時間が長かったので区切るか、何か意見交換などを入れるとより印象に残るのではないかと感じた。

<ul style="list-style-type: none"> ・言葉が聞きやすかった。 ・「大事なところ」「飛ばすところ」を分けて説明していたのでたくさんの情報の中でもポイントがわかった。 	
--	--

問2 受講生同士の意見交換（1日目15:10～17:40及び3日目9:00～11:30）

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人と意見を交換できて良かった。 ・それぞれ話ができることが一番盛り上がったと思う。 ・市町村の方が参加しているとなおよかったが、話しやすい環境だった。 ・3日目の自由な時間を設けていただけただのはよかった。 ・いろいろな意見が出て、自分の考えも整理できた。 ・森林経営管理制度を進めるあたり、多くの課題があり、必ずしも集積計画を進めることが目標ではなく、森林整備を進めるための手段であることを改めて感じた。 ・町村担当の人員が少なく忙しいこと、いろいろな立場からの話がきけて良かった。 ・国有林からなにができるのか、手伝えるのかとても悩ましい。 ・地籍調査の進捗率の高さ、FM率、経営計画の策定率の高さに驚いた。一方で、市町村の担当者の異動の課題、データの整備・活用の課題、県との情報共有等、さらに、相続に伴う課題など共通することが多くあると感じた。今後、森づくりのビジョン、手法等を固めておく必要あり。 ・経営管理制度は、北海道においては、主の取組とはならないものの、かゆいところに手が届くツールになり得るのではないかと感じた。ツールが目的とならぬよう、取組方針を最初に（あるいは気付いた時点で）つめておくことが重要だと感じた。 ・実際に業務で取り組んでいる方々の話を聞くことができ、リアルな情報を得られたことは有意義であった。

問3 全体を通じたご意見やご要望

<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度自体がよくわからなかったもので、しっかり内容を学ぶことができ、本当に良かった。ありがとうございました。 ・講義とグループワークを合わせていくのは飽きが来ずよかったと思う。 ・講義の中で重複する内容が少しあった。難しい内容だけど、詳しくかつ最小で説明していただき、よく理解でした。 ・市町村、事業体等の外部の方の話も伺え、ミーティング、発表等内容が充実しておりあつという間の三日間だった。なにより計画的に整備が進んでいけば無理に進める制度ではないとの理解も感銘を受けた。素晴らしい研修に参加させていただき有難うございました。 ・市町村の参加が少なかったのが残念。市町村にとって森林経営管理制度はあまり重要視されていないということかもしれないが、国も都道府県も制度の重要性を伝えていく必要があるかなと思った。グループワークの発表は後日参加者に共有をお願いしたい。 ・道や市町村、林野庁や司法書士の皆様など、研修を通じて普段の業務では聞けない貴重な情報を聞くことができた。 ・森林の多い国だからこそ、地産地消が進むようにアピールしていきたい。 ・グループ討議多めで、楽しかった。市町村担当者少なめだったが、様々な立場の意見聞けてよかった。 ・札幌市の森づくり、管理制度運用の課題、管理制度を活用したまちづくり、森づくりの考え方が興味深かったです。 ・市町村の方の参加が少なかったのが残念に思った。 ・資料が多く、この業務内容がとても深いことがわかった。
--

・今回、申込期限の関係で役員のみ参加となったが、次回司法書士一般会員にも広く周知していきたい。

10. 林野庁担当者との打合せ記録

以下の日程で打合せを行った。

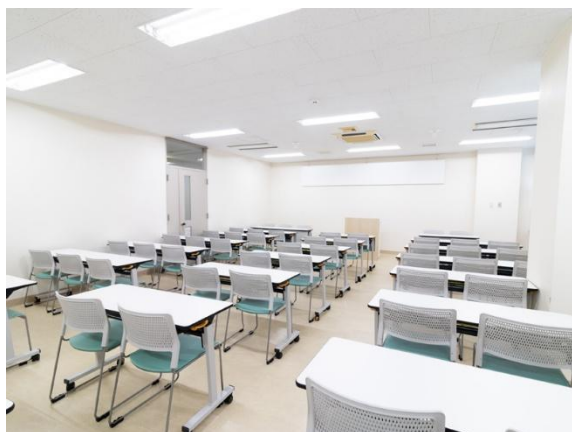
- ・令和7年6月17日（火）
- ・令和7年7月14日（月）
- ・令和7年10月6日（月）

(別紙資料 1)

各会場写真、案内図

森林経営管理リーダー育成研修 北海道会場

会場名	北海道自治労会館
室名	第1会議室
借上日時	10/21 12:00～18:00 10/22 9:00～18:00 ※8:30～入室可 10/23 9:00～17:00 ※8:30～入室可
所在地	〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西7丁目5-3
席数/広さ	56席/77㎡

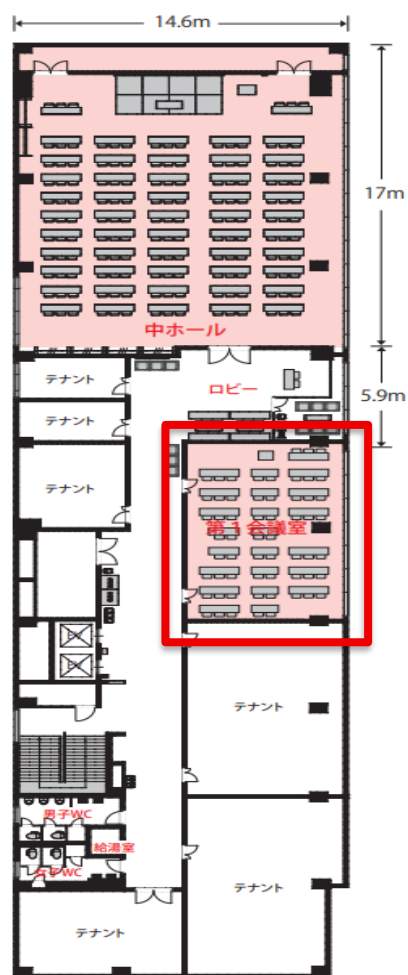


■第1会議室



■アクセス

札幌駅西通り北口から徒歩7分

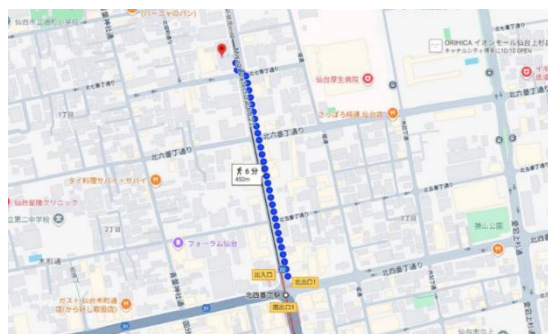
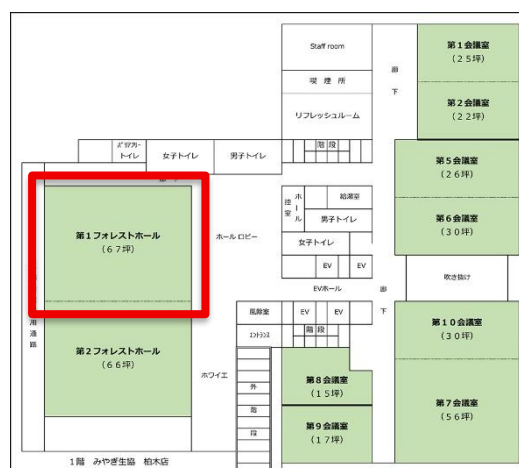


森林経営管理リーダー育成研修 宮城県会場

会場名	フォレスト仙台		
室名	第1フォレストホール		
借上日時	11/10 12:00~18:00		
	11/11 9:00~18:00	※8:45~入室可	
	11/12 9:00~16:00	※8:45~入室可	
所在地	〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45		
席数/広さ	108席/221㎡		



■第1フォレストホール



■アクセス

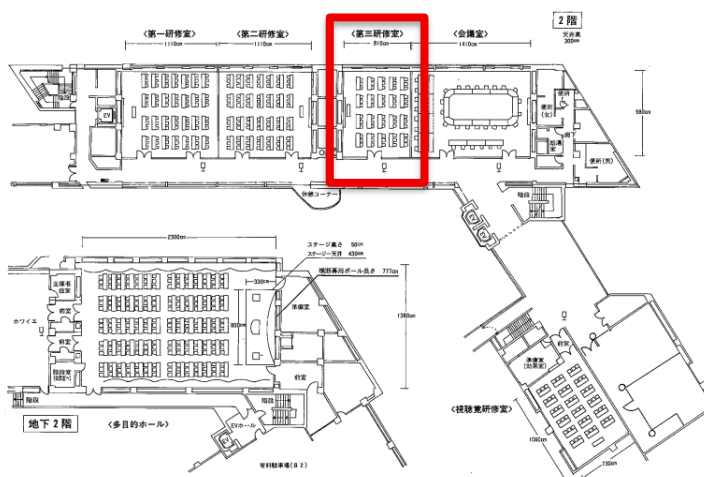
地下南北線「北四番丁駅」下車「北2出口」徒歩6分
JR仙山線「北仙台駅」下車 徒歩10分

森林経営管理リーダー育成研修 広島県会場

会場名	広島県情報プラザ
室名	第3研修室
借上日時	11/25 9:00～21:00 11/26 9:00～21:00 ※8:30～入室可 11/27 9:00～17:00 ※8:30～入室可
所在地	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47
席数/広さ	60席/80㎡



■ 第3研修室



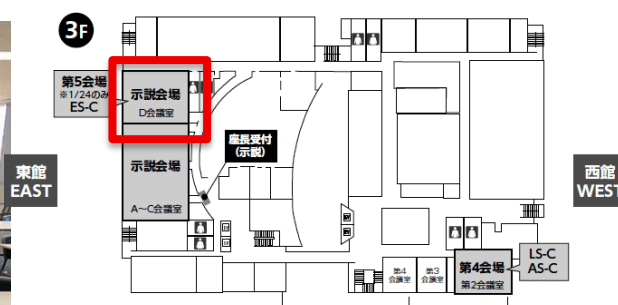
■ アクセス

路面電車：広電本社前下車 徒歩7分

バス：広島県情報プラザ前下車

森林経営管理リーダー育成研修 京都府会場

会場名	京都テルサ
室名	D会議室
借上日時	12/2 9:00～21:30 12/3 9:00～21:30 ※8:45～入室可 12/4 9:00～17:00 ※8:45～入室可
所在地	〒601-8047 京都府京都市南区東九条下殿田町70
席数/広さ	96席/198㎡



■D会議室



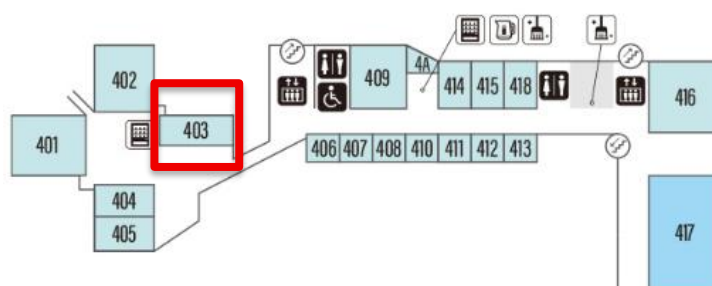
■アクセス

近鉄東寺駅より東へ徒歩5分

地下鉄九条駅4番出口より西へ5分

森林経営管理リーダー育成研修 東京都会場

会場名	国立オリンピック記念青少年総合センター
室名	403号室
借上日時	12/16 8:30～22:00 12/17 8:30～22:00 12/18 8:00～17:00
所在地	〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
席数/広さ	80席/198㎡



■403号室



■アクセス

小田急線「参宮橋駅」徒歩7分

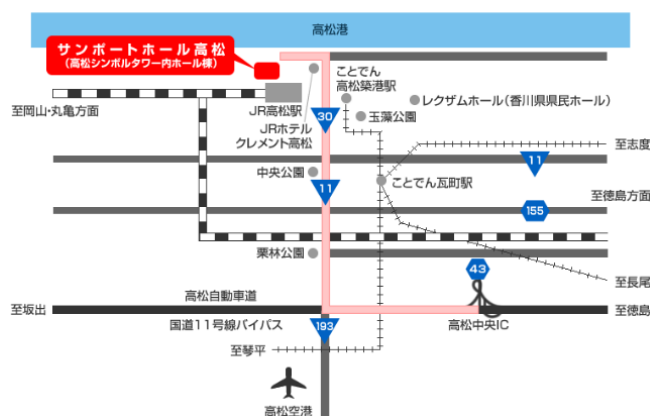
地下鉄千代田線「代々木公園駅」徒歩10分

森林経営管理リーダー育成研修 香川県会場

会場名	サンポート高松
室名	54会議室
借上日時	1/13 9:00～22:00 1/14 8:00～22:00 1/15 8:00～17:00
所在地	〒760-0019 高松市サンポート2-1
席数/広さ	96席/198㎡



■54会議室



■アクセス

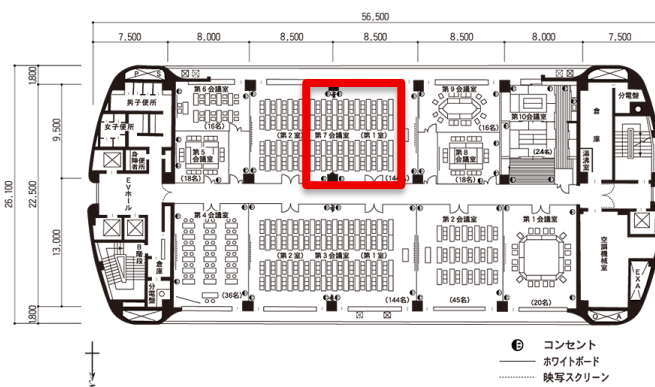
JR高松駅から徒歩3分

森林経営管理リーダー育成研修 愛知県会場

会場名	吹上ホール		
室名	第7会議室		
借上日時	1/20 9:00～21:30		
	1/21 9:00～21:30	※8:45～入室可	
	1/22 9:00～17:00	※8:45～入室可	
所在地	〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号		
席数/広さ	72席/89㎡		



■ 第7会議室



■ アクセス

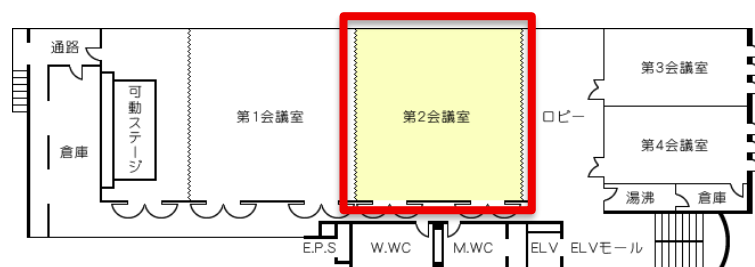
地下鉄桜通線「吹上駅」徒歩5分

森林経営管理リーダー育成研修 福岡県会場

会場名	福岡県教育会館
室名	第2会議室
借上日時	1/27 12:00～18:00 1/28 8:30～18:00 ※8:45～入室可 1/29 8:30～16:00 ※8:45～入室可
所在地	〒812-0054 福岡県福岡市東区馬出4丁目12番22号
席数/広さ	80席/89㎡



■第2会議室



■アクセス

博多駅から地下鉄空港線「中州川端駅」乗り換え
地下鉄貝塚線「箱崎宮前駅」下車徒歩1分

納品データ一覧表

No.	名称	形式	データ個数
1	令和7年度市町村支援技術者養成事業 実施報告書	PDF	1
2	事前学習教材	MPEG4	3
3	研修映像記録	MPEG4	6
4	研修概要	Word	8
5	研修アンケート結果	Excel	16
6	研修の配布資料一式（最後の実施回 データ）	PDF	31
7	林野庁担当者との打合せ記録簿	Word	3